

山梨県公報

第千六百七十一号

平成十八年
六月五日

月 曜 日

目 次

告示

救急病院等の認定(二件)……………四二五

保安林の指定の予定(二件)……………四二五

建築基準法に基づく道路位置指定……………四二六

公告

平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………四二六

公安委員会

落札者等の決定について……………四二七

その他

落札者等の決定について(二件)……………四二七

正 誤

平成十八年三月三十一日付け号外第二十一号中……………四二八

告 示

山梨県告示第三百七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年六月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------|-------------------|
| 宮川病院 | 南アルプス市上今諏訪千七百五十番地 |

二 認定期間

平成十八年五月二十六日から平成二十一年五月二十五日まで

山梨県告示第三百八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成十八年六月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急診療所の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------|--------------------|
| 青沼整形外科 | 南アルプス市小笠原千六百十一番地の一 |

二 認定期間

平成十八年六月二日から平成二十一年六月一日まで

山梨県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年六月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

山梨市三富上釜口字小グシ三六五、三六七、三六九

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字小グシ三六七・三六九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐は択伐による。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年六月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡増穂町肴米字北山二五七七の一、二五七七の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

韮崎市藤井町駒井字砂宮神二九五七番一、三二〇八番一、三二〇九番八、三二一〇番四、三二一一番四、三二一二番一、三二一三番一

二 道路の幅員

六・〇メートル

三 道路の延長
五八・九〇メートル

公 告

●平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。

平成十八年六月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十八年六月五日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

一 試験日時

平成十八年十月十五日（日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験資格

年齢、性別、学歴等特別な制限はない。

四 受験手続

1 インターネットによる申込み

（一） 申込方法

（1） 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reto.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

（2） 写真ファイル（平成十八年四月一日以降に撮影した無帽、正面、上半身、無背景でJPEG形式のもの）

（二） 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンピュータエンストアより納入する。

(三) 受験申込み受付期間

平成十八年七月三日(月)午前九時三十分から同月十八日(火)午後九時五十分まで

(四) 試験案内の掲載場所及び掲載期間

財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.reitio.or.jp>)において平成十八年七月三日(月)から同月十八日(火)まで掲載する。

2 郵送による申込み

(一) 提出書類

(1) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)

(2) 写真一枚(平成十八年四月一日以降に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートルから五センチメートルまで、横の長さ三・五センチメートルから五センチメートルまでの大きさのもの)

(3) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

(二) 受験手数料
七千円

所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む。

(三) 受験申込み受付期間

平成十八年七月三日(月)から同月三十一日(月)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(四) 受験申込書の郵送先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会(郵便番号四〇〇〇八五三 甲府市下小河原町二百三十七番地の五)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

(五) 受験申込書及び試験案内の配布場所及び配布期間

四(四)の場所、社団法人山梨県宅地建物取引業協会富士吉田支部(富士吉田市下吉田千六百四十三番地の一)、同協会巨摩支部(甲斐市大下条五百二十四番地の一)、同協会峡東支部(山梨市中村八百三十四番地の五)及び三省堂書店甲府岡島店(甲府市丸の内二丁目二十一番十五号岡島百貨店六階)において平成十八年七月三日(月)から同月三十一日(月)まで配布する(ただし、三省堂書店甲

府岡島店以外の配布場所については、土曜日、日曜日及び休日を除く。)
五 問い合わせ先
社団法人山梨県宅地建物取引業協会(電話〇五五 二四三 四三〇〇)

公安委員会

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年六月五日

山梨県警察本部長 篠原 寛

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
X線マイクロナライザー 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所 山梨県笛吹市石和町窪中島三百二十二番地の四

三 落札者を決定した日
平成十八年五月二十五日

四 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号

五 落札金額
五千四百六十八万四千円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十八年四月十日

その他

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年六月五日

山梨県立中央病院管理局長 中川 洋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院清掃業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局医事サービス課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本美装株式会社山梨支店 山梨県甲府市塩部二丁目三番二十号の一〇一

五 随意契約に係る契約金額

三千五百五十九万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年六月五日

山梨県立中央病院管理局長 中川 洋

一 随意契約に係る物品の名称及び数量

セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル（予定数量）

二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十八年四月三日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番三号

五 随意契約に係る契約金額

一バイアルあたり 十五万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

正 誤

平成十八年三月三十一日山梨県訓令甲第六号（出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令）
五ページ下段別表七の項中

| | |
|-----------|---|
| 中北農務事務所 | は |
| 中北農務事務所 | は |
| 西部家畜保健衛生所 | の |

誤り。